

【諮問第88号】

13川公審第25号
平成13年8月2日

川崎市長 高橋 清 様

川崎市公文書公開審査会
会 長 多賀谷 一 照

公文書閲覧等請求に対する拒否処分に関する不服申立てについて（答申）

平成11年12月3日付け11川健庶第1142号をもって川崎市長から諮問のありました公文書
閲覧等請求に対する拒否処分に関する不服申立ての件について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

不服申立人主張に係る公文書は存在せず，実施機関の処分は妥当である。

2 不服申立ての趣旨及び経緯

平成11年8月9日，本件不服申立人（以下「不服申立人」という。）は，川崎市情報公開条例（昭和59年川崎市条例第3号。以下「条例」という。）第9条の規定に基づき，「平成10年3月19日（木），第30回日本腹部救急医学会総会（神戸国際会議場）で，川崎市職員 が「手術時期の決定に難渋した腓損傷 aの1例」を発表するにあたり，平日なのにそこにいる理由が分かる文書 発表するにあたり，内容に個人情報が含まれているか，判定するために「個人情報保護運営審議会」に諮問したか，分かる文書 発表した内容が分かる文書 金銭の授受の内容が分かる文書」の各公文書の写しの交付請求をしたが，本件実施機関川崎市長（以下「実施機関」という。）は，平成11年8月23日付けで，「請求に係る公文書が存在しないため」との理由により閲覧等請求の拒否処分を行った。そのため，同年10月29日，不服申立人が拒否処分の取消しを求めて不服申立てを行ったのが本件不服申立てである。（当審査会諮問第88号事件）

3 不服申立人の主張要旨

平成11年10月29日の不服申立人の不服申立書及び平成12年7月25日の不服申立人の意見書によれば，不服申立人の主張の概要は以下のとおりである。

（1）「平日なのにそこにいる理由が分かる文書」の不存在について

ア 川崎市職員 （以下「当該医師」という。）は，年休等を取得して学会に参加しているのか説明を求める。

イ 川崎市職員の服務規程によると，職員は常時職員証を携帯することが定められている。故に，当該論文を発表しているときも，川崎市職員として行動している。

ウ 当該日においては，当該医師は川崎市立病院勤務を表明しており，川崎市職員として参加しているのは明らかである。

この「平日なのにそこにいる理由が分かる文書」を請求した場合には，年休の届けがあるが，これは個人を特定する情報なので，公開できないか，あるいは当日以外の部分を消して，公開するのが筋である。

（2）「文書による利用目的の届出」がないということは，無断欠勤ではないかと考える。

（3）「発表するにあたり，内容に個人情報が含まれているか，判定するために「個人情報保護運営審議会」に諮問したか，分かる文書」の不存在について

川崎市個人情報保護条例（以下「保護条例」という。）では，学会などの川崎市以外のものに提供する場合ばかりか，その収集目的以外に川崎市職員が利用する場合も，その利用方法について，個人情報保護運営審議会（以下「審議会」という。）へ諮問することになっている。当該医師は，川崎市の職務でもなく，個人的に所属する学会に出席したのであるから，当然，諮問が必要となる。

（4）実施機関は，個人的な学会報告に特定の個人が識別される情報が含まれないので，問題ないと考えているようであるが，その根拠となる法律あるいは条例などを提示すべきである。

- (5) 「保護条例」は、情報収集と情報の利用方法を規定したもので、審議会の意見を聴く必要があるはずであり、収集した個人情報の利用方法は、審議会が決定することになっているはずである。

4 実施機関の主張要旨

平成12年2月29日付けの実施機関の処分理由説明書及び平成13年2月13日実施の実施機関からの事情聴取によれば、実施機関の主張の概要は以下のとおりである。

- (1) 「平日なのにそこにいる理由が分かる文書」とは、当該医師が、平成10年3月19日、学会出席のために神戸に滞在していたことを記録した公文書（以下「滞在場所等記録文書」という。）のことであると解される。しかし、当該医師は、当日、年次休暇を利用して勤務先の市立病院を休んでいたものであり、また、「（年次）休暇をどのように利用するかは、使用者の干渉を許さない労働者の自由である。」（昭和48年3月2日最高裁判決）とされているから、休暇の利用目的を実施機関に対して届け出る義務はなく、実際、当該医師が文書による利用目的の届出を行った事実もない。

したがって、休暇中の滞在場所等を記録した文書は作成されておらず、滞在場所等記録文書は存在しない。

- (2) 「発表するにあたり、内容に個人情報が含まれているか、判定するために「審議会」に諮問したか分かる文書」とは、当該医師の学会報告に先立って、保護条例第10条第2項の規定に基づき、実施機関が実施機関以外のものに患者等の個人情報の記録を提供することの可否について審議会の意見を聴いたことが記録された公文書（以下「審議会諮問文書」という。）のことであると解される。

しかし、当該医師による学会報告については、その内容に特定の個人が識別される情報が含まれているわけでもなく、そもそも個人情報の記録の提供には当たらないから、実施機関は審議会の意見を聴く必要はなく、現に聴いた事実もない。

したがって、審議会の意見を聴いたことを記載した文書は作成されておらず、審議会諮問文書は存在しない。

- (3) 「発表した内容が分かる文書」については、原稿等は既になく、「金銭の授受の内容が分かる文書」については、学会での発表は、学会側が演題を募集したことに対して、本人が申込みをして発表するもので、学会側から交通費や謝礼等、金銭の支給は一切なく、また、休暇で出席しているので、市側から出張旅費等の支給も一切ない。

上記のとおり、実施機関の下に滞在場所等記録文書、審議会諮問文書、発表した内容が分かる文書及び金銭の授受の内容が分かる文書が存在していないことは明らかであり、「請求に係る公文書が存在しないため」との理由により本件請求を拒否したものである。

- (4) 文書が存在していないため、実施機関が本件処分を取り消しても、不服申立人がこれらの文書の写しの交付を受けることは不可能であるから、本件不服申立てについては、本件処分の取消しを求める法律上の利益はなく、不服申立ての利益がないといわざるを得ない。したがって、本件不服申立ては不適法であると考えられる。

5 審査会の判断

(1) 不服申立人の主張について

不服申立人は、不服申立ての趣旨及び経緯において述べたとおり、平成11年10月29日「公文書閲覧等請求承諾通知書に関する異議申立書」と題する書面により不服申立てを行ったが、そこには 平日なのにそこにいる理由が分かる文書、 発表するにあたり、内容に個人情報が含まれているか、判定するために「審議会」に諮問したか、分かる文書について不服申立てについての主張がなされているが、公開を求めた 発表した内容が分かる文書、及び 金銭の授受の内容が分かる文書についての不服申立ての主張が記載されていないため、実施機関は、 及び には不服申立てがなされていないとして、平成12年2月29日付けの処分理由説明書において 及び についてのみ説明をした。

しかし、当審査会は、平成13年2月13日実施機関事情聴取において、 及び についても公文書閲覧等請求拒否処分とした理由の説明を求めたところ、実施機関は平成13年3月16日付け回答文書（12川健庶第1570号）において「 について、学会で発表した内容が分かる原稿等は既ありませんでした。なお、一般的に学会での発表内容は学会誌等に掲載される場合があります。 について、学会での発表は、学会側が演題を募集したことに対して、本人が申し込みをして発表するもので、学会側から交通費や謝礼など金銭の支給は一切ありません。また、休暇で出席していますので、市側から出張旅費等の支給も一切ありません。」との回答を行った（公開審査会平成13年3月16日第59号受領）。

そこで、以下、不服申立人の公開を求めた ないし の文書の不存在について判断することとする。

(2) 「平日なのにそこにいる理由が分かる文書」の不存在について

不服申立人の主張は、当該医師が市職員として学会に参加したかの説明を求めると、これを示す文書は存在しない。

実施機関の処分理由説明及び事情聴取によれば、当該医師は、年次休暇を取得して、学会に参加したとのことであり、これを示す文書は存在しない。

なお、川崎市立川崎病院においては、所定の様式による休暇届を徴しており、この文書は、川崎市文書管理規程第38条によれば1年保存の文書であり、平成11年3月31日までが保存期間となるので、同規程第48条により、すでに文書廃棄されている（11川病庶第338号平成11年7月6日付け「文書の廃棄について（依頼）」）。

ところで、法律上（労働基準法第39条第1項）年次休暇をどのように利用するかは、労働者の自由と解されており（最判昭48・3・2民集27巻2号191頁）、当該医師が休暇の利用目的まで届け出る法的義務はないというべきである。したがって、当該医師が市の出張命令により学会に参加したのであればともかく、休暇を利用して学会に参加したのであれば、そもそも不服申立人の主張するような「平日なのにそこにいる理由が分かる文書」が作成されることはないといえる。

不服申立人の主張は、その前提を欠き、その主張には理由がない。

なお、学術研究を目的とする学会においては、その参加が自費での参加である場合にも、自己の所属を明らかにして発表することが一般的に行われており、休暇を利用

して学会に参加している当該医師が学会発表にあたって、自己の所属を明示することをもって、市職員として参加したものであり、また市職員として行動しているとはいえない。

(3) 「個人情報保護運営審議会に諮問したか分かる文書」の不存在について

当該医師が学会発表した内容は一症例報告であり、その内容には個人を識別するような内容は含まれていない。

学会において医師が自己の経験した診療情報を交換するのは、医療の進展に寄与するものであり、ひいては公衆衛生の向上及び増進につながるものであって、これが許されることはいうまでもない。しかし、個人情報を含んだ診療情報を交換することは、個人のプライバシー保護の観点から許されないのも周知のことである。

そこで、学会等において発表する場合には、個人識別ができないように匿名化して発表する方法が一般的に行われている。

このような学会報告の方法は、一般的に認められているものであり、本件において、当該医師が行った学会報告も、個人を識別できるような内容ではなく、そうだとすれば、審議会の意見を聴取する必要はないものと考えられる。

したがって、審議会の意見を聴取したことを記載した文書が作成される必要はなく、また諮問がなされたのであれば決裁文書として存在するはずであるが、そのような文書が存在しないことも、審議会の意見を聴取する必要がないことを示すものである。

不服申立人の主張は理由がない。

(4) 「発表した内容が分かる文書」の不存在について

当該医師が学会において発表したのは、年次休暇を利用して参加したものであり、市の出張によるものではなく、したがって公文書は存在しない。

(5) 「金銭の授受の内容が分かる文書」の不存在について

当該医師が学会に参加したのは年次休暇を利用して参加したのであり、市からの支出もなく、また、学会での発表は、学会からの募集に対して当該医師が申し込みをして発表したもので、金銭の支出はなく、公文書は存在しない。

(6) 以上の次第で、審査会の結論に記載のとおり答申する。

川崎市公文書公開審査会（五十音順）

委員 小林 美智子

委員 高岡 香

委員 多賀谷 一 照

委員 安富 潔